

鈴鹿市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月16日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第25号

鈴鹿市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

鈴鹿市生活保護法施行細則（平成13年鈴鹿市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(<u>進学・就職準備給付金申請書</u>) 第12条 省令第18条の9第1項の申請書は、 <u>進学・就職準備給付金申請書</u>（第27号様式） によるものとする。 (<u>進学・就職準備給付金決定調書</u>) 第13条 法第55条の5第1項の規定により<u>進 学・就職準備給付金</u>を支給するときは、<u>進 学・就職準備給付金決定調書</u>（第28号様式） により決定するものとする。 (<u>進学・就職準備給付金支給決定通知書</u>) 第14条 法第55条の5第1項の規定により<u>進 学・就職準備給付金</u>を支給するときは、<u>進 学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知 書</u>（第29号様式）により通知するものとする。	(<u>進学準備給付金申請書</u>) 第12条 省令第18条の9第1項の申請書は、 <u>進学準備給付金申請書</u>（第27号様式）による ものとする。 (<u>進学準備給付金決定調書</u>) 第13条 法第55条の5第1項の規定により<u>進 学準備給付金</u>を支給するときは、<u>進学準備 給付金決定調書</u>（第28号様式）により決定す るものとする。 (<u>進学準備給付金支給決定通知書</u>) 第14条 法第55条の5第1項の規定により<u>進 学準備給付金</u>を支給するときは、<u>進学準備 給付金支給（不支給）決定通知書</u>（第29号様 式）により通知するものとする。

第24号様式を次のように改める。

年 月 日

就労自立給付金申請書

（宛先） 鈴鹿市社会福祉事務所長

申請者 住所又は居所

氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください。）

☐利用する ☐利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途申し出てください。

第 2 7 号様式から第 2 9 号様式までを次のように改める。

第27号様式（第12条関係）

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

（宛先）鈴鹿市社会福祉事務所長

申請者 住所又は居所
（進学する者又は就職する者）
氏名

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職先（大学名等、会社名等）
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
☐ 進学・就職前の住宅と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持していくために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

--

6 関係書類

（1）進学の場合

ア 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
- ・入学金延納（進学後に納付すること。）を申請した書類の写し
- ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

（2）就職の場合

ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか

- ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
- ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
- ・その他確実に就職先に就職することを証する書類

イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金

（該当する☐にチェックを入れてください。）

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

 （右に詰めてご記載ください。）

（ カ ナ ）

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第28号様式（第13条関係）

進学・就職準備給付金決定調書																
地 区 名		進学・就職給付番 号		世帯員番号		世 帯 主 氏 名		対 象 者 氏 名		決 定 内 容		決 定 年 月 日				
決 裁	所 長		課 長		G L		指導員		担当員		起 案 年 月 日		決 裁 年 月 日		発 送 年 月 日	
進学・就職準備給付金決定伺 調書のとおりに決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。																
進学・就職準備給付金決定欄																
支給額 (進学先又は就職先) (進学後又は就職後の居住先)																
不支給の理由																
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法																

第 2 9 号様式（第 1 4 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市社会福祉事務所長

印

進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 支給の可否
- 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
- 不支給の場合、その理由
- この決定通知書が申請書受理後 1 4 日を経過した理由

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。）。
- 2 上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができません。）。
ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日（行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 3 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 5 0 日（5 0 日以内に行政不服審査法第 4 3 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 7 0 日）を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。